

豚熱（CSF）とは

- (1) 原因：豚熱ウイルス (classical swine fever virus)
- (2) 宿主：豚、いのしし ※人には感染しない
- (3) 分布：欧州、アジア、アフリカ、中南米の一部の国々
※ 我が国では平成30年9月に26年ぶりに発生。
飼養豚では20都県、野生イノシシでは34都府県で発生（令和5年9月1日時点）。
- (4) 症状：急性、亜急性、慢性型等多様な病態を示す。白血球減少。
※ 有効なワクチンが存在



【皮膚紫斑（しはん）】
（出典：動物衛生研究部門）

アフリカ豚熱（ASF）とは

- (1) 原因：アフリカ豚熱ウイルス (African swine fever virus)
- (2) 宿主：豚、いのしし（ダニによっても媒介） ※人には感染しない
- (3) 分布：アフリカ、欧州の一部（ロシア及びその周辺国、東欧）のほか、平成30年8月に中国で発生（アジアで初の発生）以降、アジア地域での発生が拡大。アジアの18か国・地域で発生（令和5年9月1日時点）。
※ 日本未発生。
- (4) 症状：甚急性～不顕性まで幅広い病態を示す。
※ 豚熱に酷似するがより病原性は強い傾向。
※ ワクチン、治療法はない

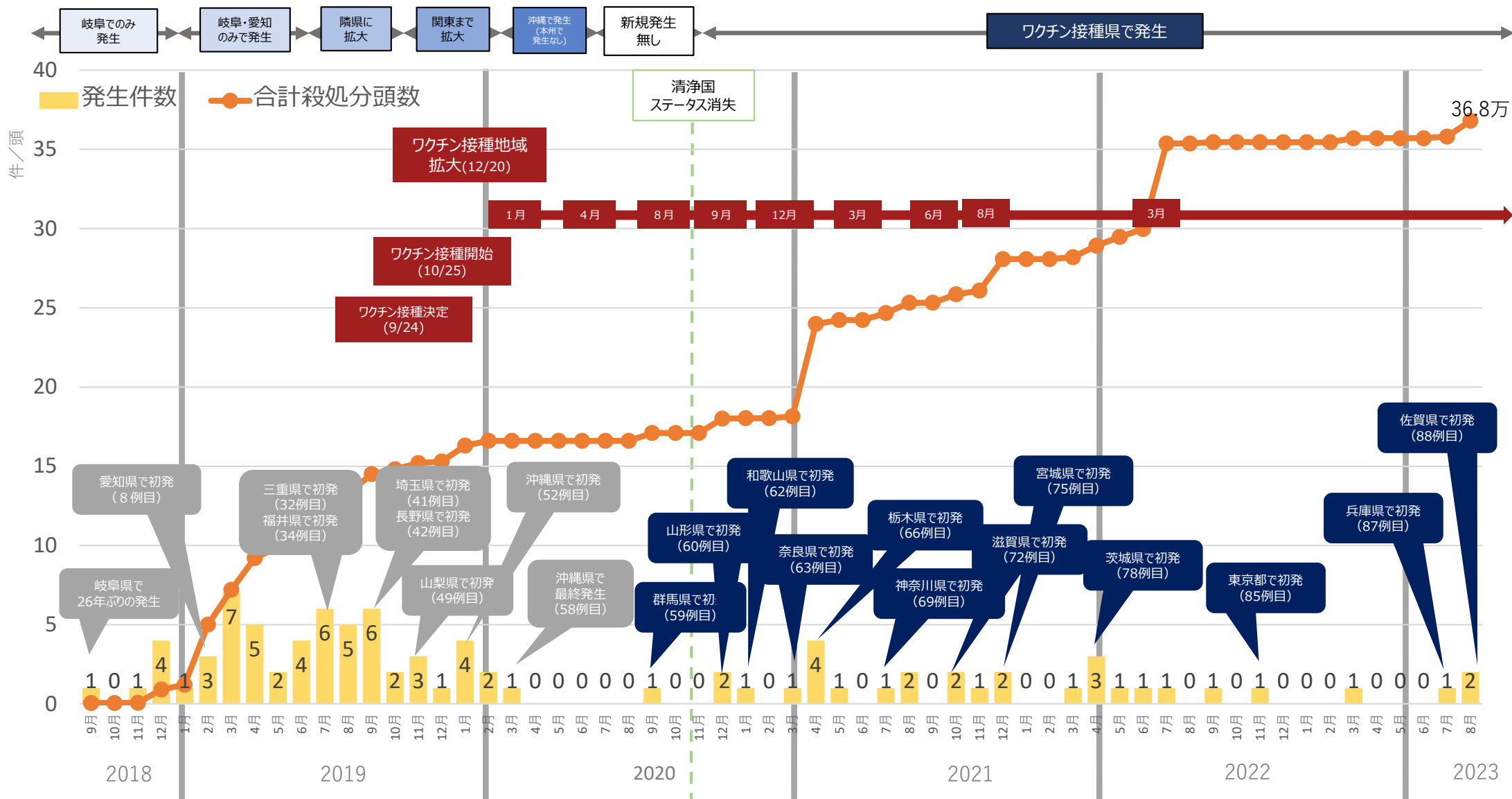


【全身の出血性病変、チアノーゼ】

（出典：Veterinary school of Barcelona, Spain
Centro de Vigilancia Sanitaria Veterinaria, Spain）

豚熱発生経過

- 2018年9月9日の岐阜県での発生以来、愛知県、三重県、福井県、埼玉県、長野県、山梨県、沖縄県、群馬県、山形県、和歌山県、奈良県、栃木県、神奈川県、滋賀県、宮城県、茨城県、東京都、兵庫県及び佐賀県の20都県で計89事例発生し、これまでに約36.8万頭を殺処分。
- 2019年9月24日にワクチン接種を決定、10月15日に防疫指針を改訂、10月25日からワクチン接種開始。
- 2020年9月3日にWOAH（国際獣疫事務局）が認定する豚熱の清浄国ステータスを消失。
- 群馬県、山形県、三重県、和歌山県、奈良県、栃木県、山梨県、神奈川県、滋賀県、宮城県、茨城県、兵庫県といったワクチン接種県においても発生。



豚熱飼養豚発生県、野生イノシシ発生県、予防的ワクチン接種推奨地域

○ 予防的ワクチン接種の対象地域は、**防疫指針に基づき**、以下を考慮し、**牛豚等疾病小委員会**で議論した上で設定。

- ① **野生イノシシにおける豚熱感染状況**
- ② 農場周辺の**環境要因**（野生イノシシの生息状況、周辺農場数、豚等の飼育密度、山、河川の有無等の地理的状況）
- ③ 疫学的リスク低減のため、**まだら打ちを避ける**（面的に接種し順に拡大）

飼養豚陽性発生県：赤色

【20都県】（飼養頭数 2,721,030頭(全国の30.4%)）

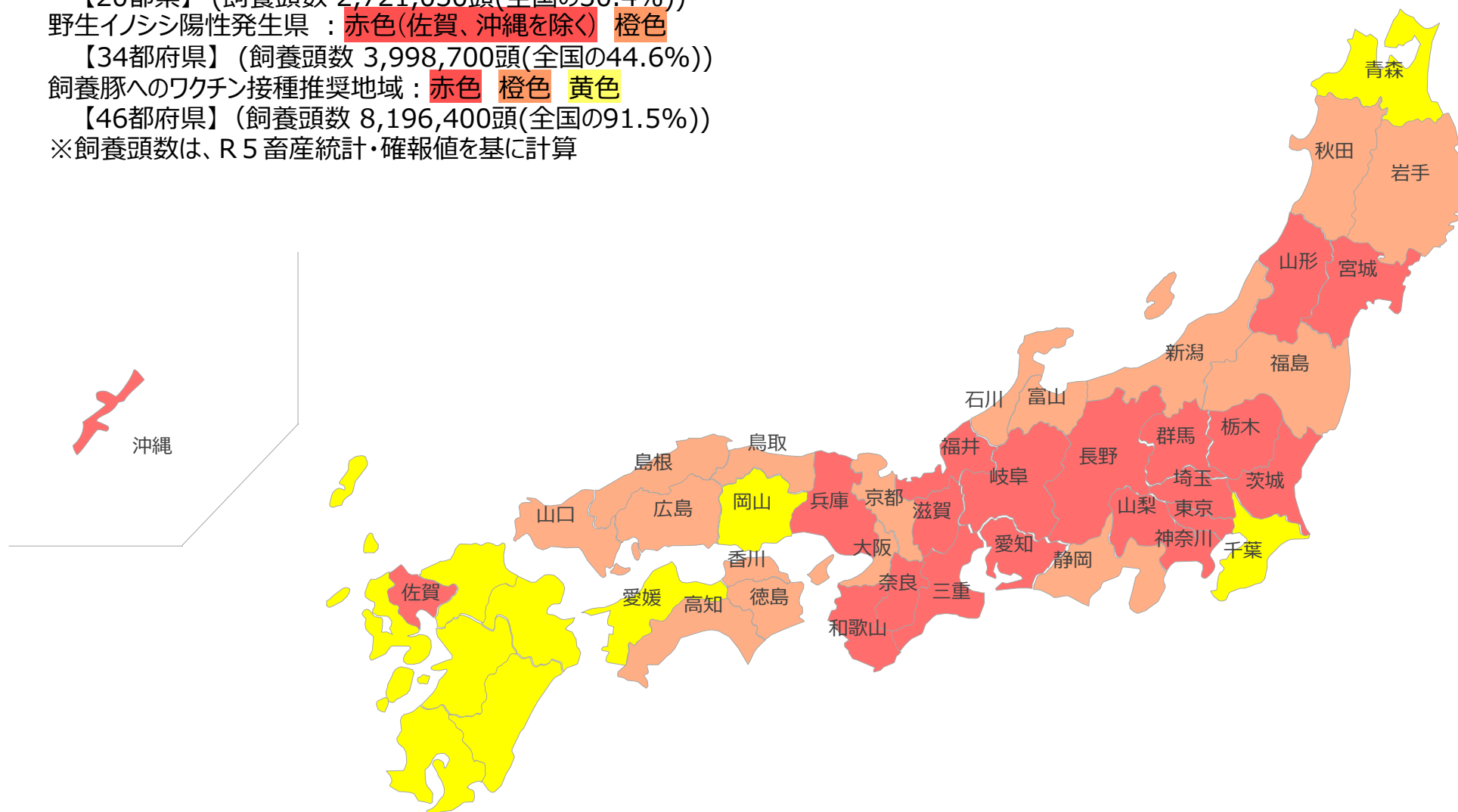
野生イノシシ陽性発生県：赤色(佐賀、沖縄を除く) 橙色

【34都府県】（飼養頭数 3,998,700頭(全国の44.6%)）

飼養豚へのワクチン接種推奨地域：赤色 橙色 黄色

【46都府県】（飼養頭数 8,196,400頭(全国の91.5%)）

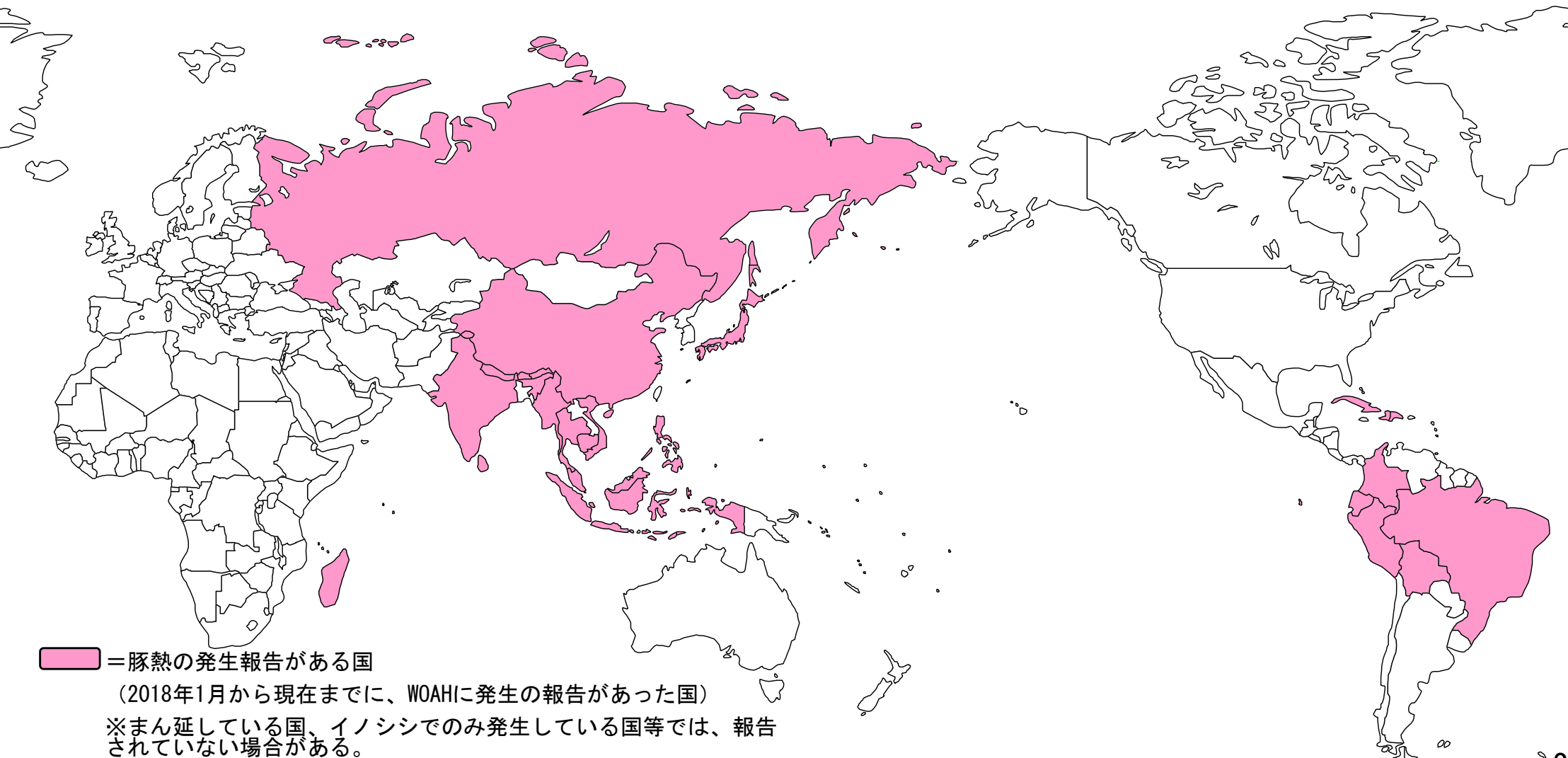
※飼養頭数は、R5 畜産統計・確報値を基に計算



海外における豚熱の発生状況

- 中国や東南アジアをはじめ、世界各国に分布。
- 北米、オーストラリア、スウェーデン等では清浄化を達成している。

令和5年6月2日現在



野生イノシシにおける基本対策

(1) サーベイランスの強化

豚熱

アフリカ豚熱

- 平成30年9月から、全都道府県における野生イノシシのサーベイランスを開始。
- 令和2年8月31日に全都道府県に向けて豚熱・アフリカ豚熱のサーベイランスの強化通知を発出。
- 令和3年11月、新たな遺伝子検査法の導入及び外部委託体制の整備により検査負担軽減。
- 令和4年4月、web上で生産者自ら農場周辺の検査状況を確認可能な新たな地図情報システムを提供。

(2) 捕獲の強化

豚熱

アフリカ豚熱

- 自治体、農林水産省及び環境省が連携し、豚熱陽性が確認されている県及びその隣接県等46都府県に「捕獲重点エリア」の設定を依頼。

(3) 経口ワクチン散布

豚熱

- 平成31年3月、岐阜県及び愛知県において、経口ワクチン散布を開始。
- 令和3年3月から民間ヘリコプターによる空中散布を実施（静岡県・栃木県）。
- 令和5年3月に散布方法の具体化等のため散布方針を改正。
- 現在、豚熱陽性が確認されている県及びその隣接県等39都府県のうち、沖縄県、青森県、千葉県を除く36都府県で経口ワクチンを散布。

(4) 感染防止のための周知等の推進

豚熱

アフリカ豚熱

- 山林作業や観光客等、山林に立ち入る者に対して、デジタルサイネージ広告の実施や多言語ポスターの提示・配布等により、周知の推進。
- 捕獲従事者に対して交差汚染対策周知のため、映像資料・漫画資料の配布。

(5) 法改正・制度的整理等の対応

豚熱

アフリカ豚熱

- サーベイランス、経口ワクチン散布等を家伝法に位置付け（令和3年4月施行）。
- 野生イノシシの死体処理に関する制度的整理及び関係部局の連携強化について、消費・安全局長、農村振興局長、林野庁長官、環境省環境再生・資源循環局長、環境省自然環境局長による5局庁長連名通知の発出（令和4年3月）。
- アフリカ豚熱の防疫措置の具体化（基本方針の検討、演習の実施等）。

【34都府県で豚熱陽性野生イノシシを確認】

豚熱感染野生イノシシ発見地点
(令和5年8月23日時点)



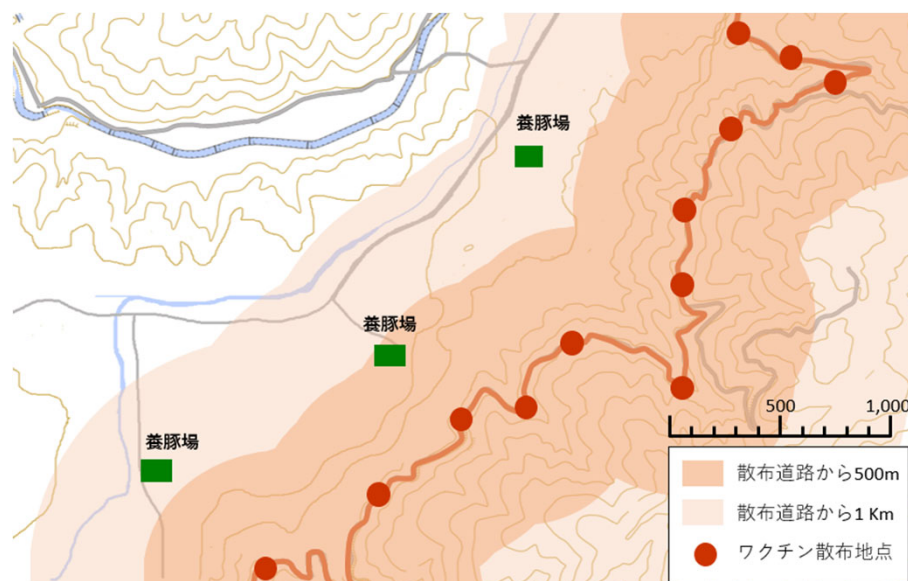
豚熱経口ワクチン散布の効果と方向性

- 平成31年3月、岐阜県及び愛知県において、経口ワクチン散布を開始し、**現在までに36都府県が経口ワクチンを散布**（令和5年8月31日時点）。
- 経口ワクチンの散布を早い時期から実施している中部地方の県では、**野生イノシシの豚熱陽性率がピーク時から低下**をしている中でも、**免疫獲得イノシシを継続的に確認**。また、研究においても、疫学的検証により散布効果として、散布地点周辺では免疫獲得イノシシの割合が高いことを確認。
- 散布により、**野生イノシシを介した感染拡大を抑え、環境中のウイルス低減を図る**ことで以下を目指しているところ。
 - ① **農場への感染リスクの低減**
 - ② **まん延スピードを弱め、九州等未確認地域への侵入を防止**
- 農場への感染リスクの低減を意識した散布では、イノシシの生息や感染状況だけでなく、**農場の分布や規模を踏まえて、散布地点を選定**。

（参考）養豚場等周辺での経口ワクチン散布及び感染確認初期の緊急散布での散布地点の考え方

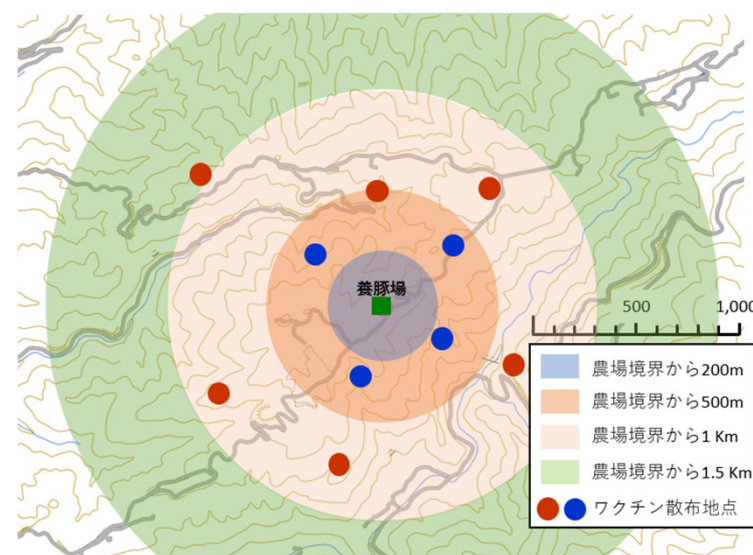
（豚熱経口ワクチンの野外散布実施に係る指針より引用。）

A:エリア型散布



- ・道路や河川等の障壁でイノシシの動線が見えやすい場合
- ・農場が多く集中しているエリアがある場合
- ・豚熱感染確認直後で緊急的に感染拡大を抑制したい場合

B:集中型散布



- ・農場が分散しており、ピンポイントの対策が必要な場合
- ・農場周辺の野生動物対策が適切に実施されている場合、農場近く（●）でも、散布が可能と考えられる。

海外におけるアフリカ豚熱の発生状況

- 2018年8月に中国においてアジア初の発生。その後、日本、台湾を除くアジア全域に感染が拡大。特に、韓国では2019年9月の発生確認以来、飼養豚、野生イノシシで、徐々に感染が拡大。
- 2021年7月にはドミニカ共和国、9月にはハイチでの発生が確認されるなど中米にも感染が拡大。



■ = 2005年以降WOAH等に発生通報のあった国/地域
飼養豚での発生及び野生イノシシでの感染事例の報告

アジア（18か国・地域）

中国	北朝鮮	東ティモール
モンゴル	ラオス	韓国
ベトナム	フィリピン	インド
カンボジア	ミャンマー	マレーシア
香港	インドネシア	ブータン
タイ	ネパール	シンガポール

アフリカ（31か国・地域）

ヨーロッパ（24か国・地域）

南北アメリカ（2か国・地域）

オセアニア（1か国・地域）

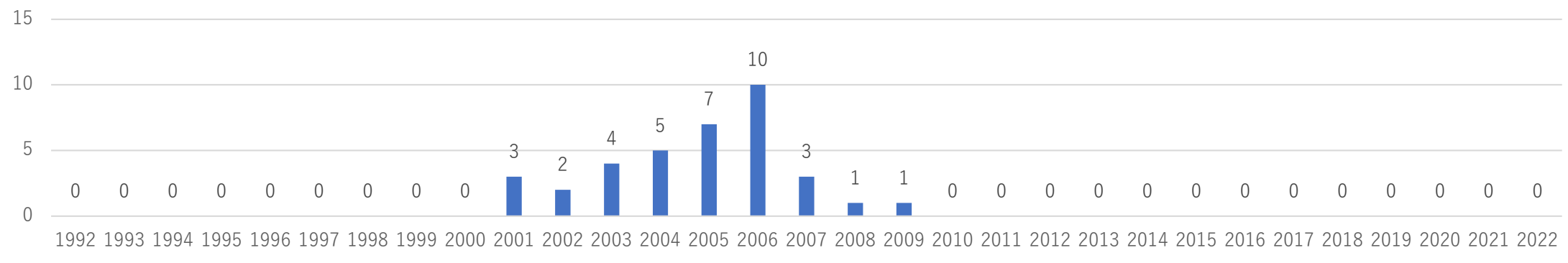
東アジアでアフリカ豚熱が発生していないのは日本、台湾のみ。

台湾では、海岸に漂着した豚の死体からアフリカ豚熱のウイルス遺伝子が検出された事例が発生。

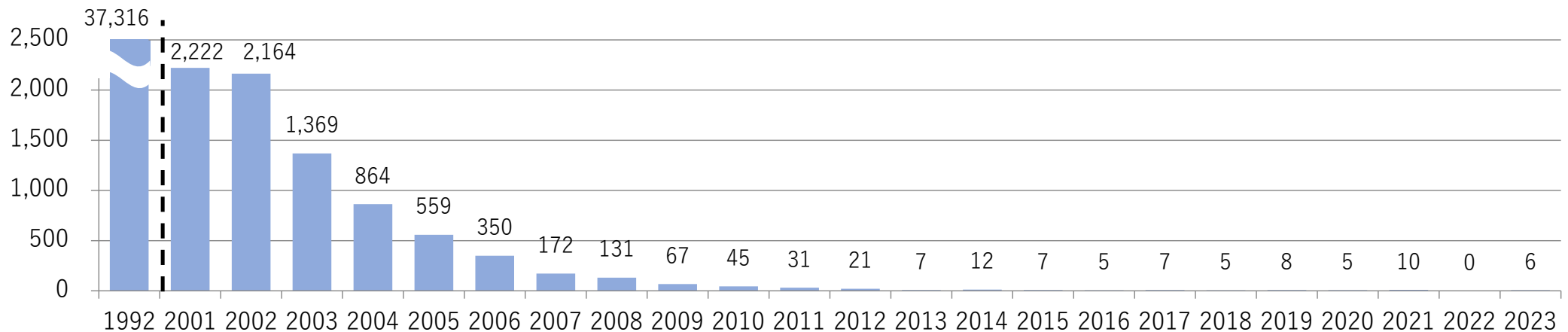
BSEの発生状況

- BSEは異常プリオンを原因とし、長い潜伏期間の後、脳組織に空胞状の変性が生じ（スポンジ状）、神経症状を起こし死に至る牛・水牛の疾病。
- 2001（平成13）年9月に初確認。現在までにと畜検査で21頭、死亡牛検査で14頭（計35頭）が発生。
- 出生年別にみると、1996（平成8）年生まれが12頭、2000（平成12）年生まれが13頭と多い。
- 2001年10月に法に基づく飼料規制を開始し、飼料規制の実施直後の2002年1月生まれを最後に、国内で生まれた牛の発生報告はない。
- 2013（平成25）年5月にWOAHは我が国を「無視できるBSEリスク」の国に認定。
- 世界での発生のピークは1992年。BSE対策の進展により、発生頭数は大きく減少。

○我が国における年次別報告頭数



○世界における年次別報告頭数



○BSE感染源・感染経路について

1995-96年生まれの牛（13頭）の感染原因は、統計学的には共通の飼料工場で製造された代用乳の可能性が考えられるが、オランダの疫学調査結果等の科学的知見を踏まえると合理的説明は困難とされた。また、1999-2001年生まれの牛のうち15頭は1995-96年生まれの牛が汚染原因となった可能性があると考えられた。

BSE対策の概要

○農林水産省

- ・ 飼料規制（BSE発生防止対策）
- ・ 死亡牛等のBSE検査（BSE対策の有効性の確認）

【検査対象】

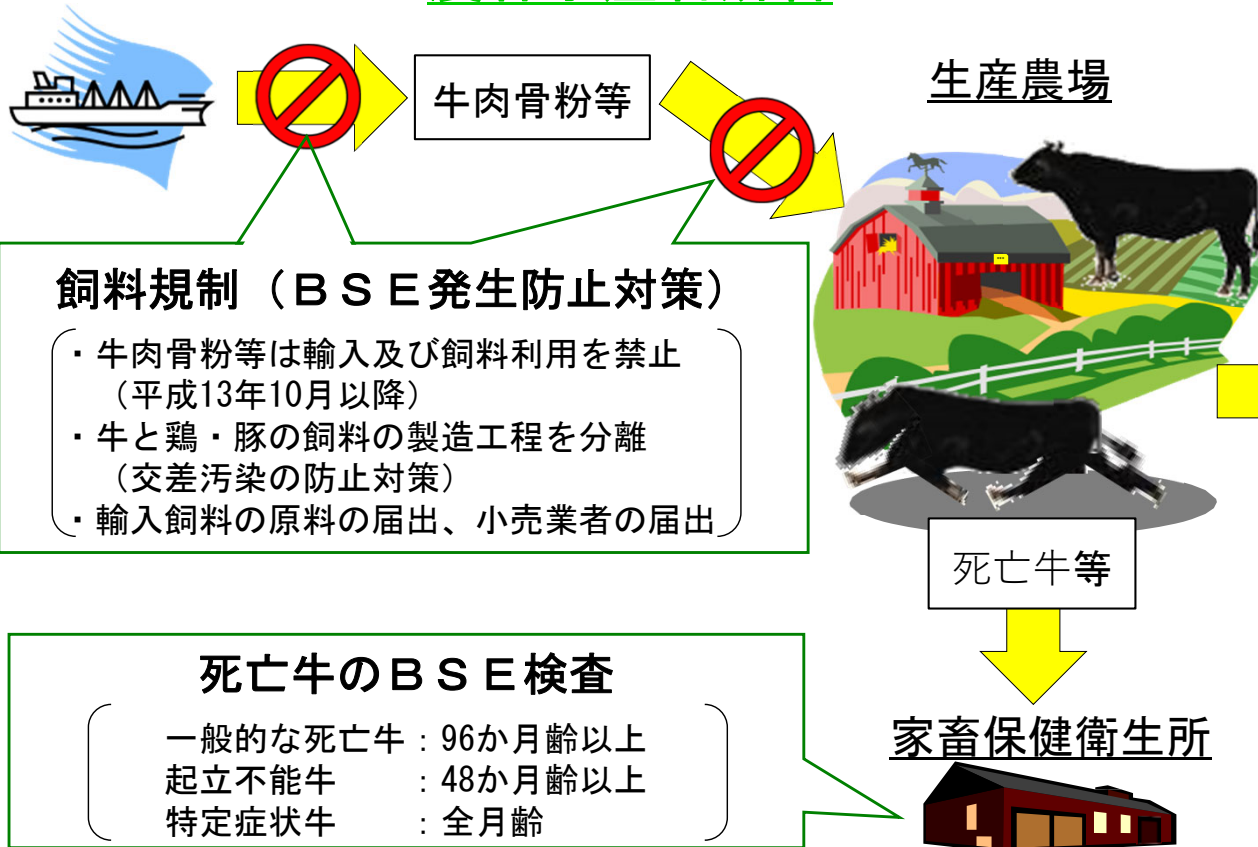
<平成31年3月31日まで>

一般的な死亡牛：48か月齢以上
起立不能牛：48か月齢以上
特定症状牛：全月齢

<平成31年4月1日から>

一般的な死亡牛：96か月齢以上
起立不能牛：48か月齢以上
特定症状牛：全月齢

農林水産省所管



○厚生労働省

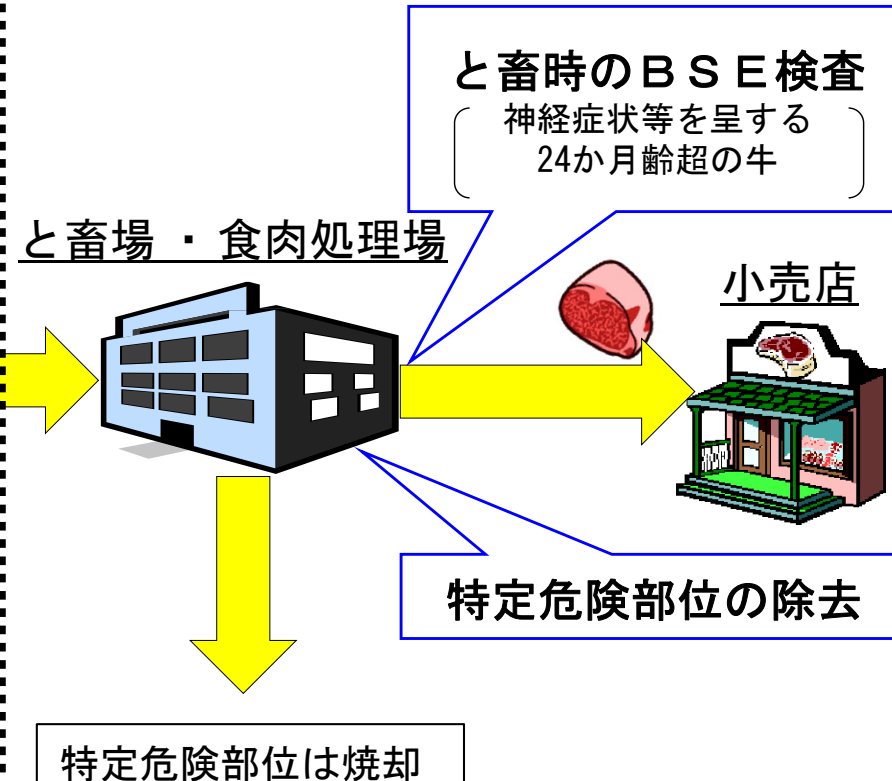
- ・ 特定危険部位※の除去
- ・ と畜時のBSE検査

【検査対象】

神経症状等を呈する24か月齢超の牛
（健康と畜牛の検査は廃止）

※全月齢の牛に由来する扁桃及び回腸遠位部、並びに30か月齢超の牛に由来する頭部（舌、ほほ肉、皮を除く。）、せき柱及びせき髄

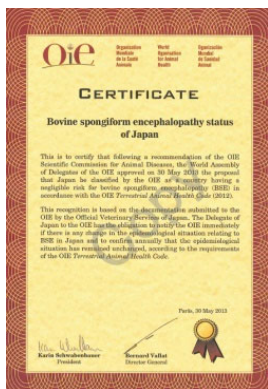
厚生労働省所管



日本のBSEステータスの認定、各国におけるBSE対策の概要

- WOAH（国際獣疫事務局）は、申請に基づき、加盟国のBSE発生リスクを科学的に3段階（「無視できるBSEリスク」、「管理されたBSEリスク」及び「不明のBSEリスク」）に分類
- 我が国は、2013年5月、BSEの安全性格付け（BSEステータス）の最上位である「無視できるBSEリスク」に認定

「無視できるBSEリスク」のステータスについて



「これまで長期間にわたり飼料規制やサーベイランスなど、我が国の厳格なBSE対策を支えてきた生産者、レンダリング業界、飼料業界、と畜場、食肉流通加工業界、獣医師、地方行政機関等、皆様の不断の努力の成果であると思っております。」

（2013年6月4日林農林水産大臣記者会見）

「無視できるBSEリスク」の国認定証

BSEステータスの維持について

BSEステータスを維持するためには、毎年WOAHへ、飼料規制の状況、サーベイランス結果等の提出が必要

2021.4.1- 2022.3.31	健康と殺牛		一般的な死亡牛		歩行困難・起立不能牛		特定臨床症状牛	
	頭数	ポイント	頭数	ポイント	頭数	ポイント	頭数	ポイント
2才以上4才未満			0	0	84	33.6	8	2,080
4才以上7才未満			0	0	4,716	761.6	5	3,750
7才以上9才未満			4,281	1712.4	1,836	1285.2	2	440
9才以上			9,437	943.7	1,226	245.2	2	90
小計			13,718	2656.1	7,862	9109.6	17	6,360

合計ポイント:18125.7

注：これまで、サーベイランスの状況の確認はポイント制によるものであったが、2023年のWOAH総会においてポイント制の終了を決定（移行期間あり）。

○主要国におけるBSE対策の概要

		日本	米国	E U
BSE検査	健康牛	- (29年4月～)	-	- (注1)
	死亡牛	96か月齢以上の牛全頭	30か月齢以上の高リスク牛の一部 (注2)	48か月齢超の高リスク牛全頭 (注2)
SRM除去		全月齢の扁桃、回腸遠位部 30か月齢超の頭部（舌・頬肉・皮を除く。）、脊柱（背根神経節を含む）、脊髄	全月齢の扁桃、回腸遠位部 30か月齢以上の頭蓋、脳、三叉神経節、脊髄、眼、背根神経節	全月齢の扁桃、小腸の後部4メートル、盲腸、腸間膜 12か月齢超の頭蓋（下顎を除き、脳、眼を含む）、脊髄 30か月齢超の脊柱、背根神経節 (注3)
反すう動物由来肉骨粉の取扱い		反すう動物・豚・鶏に給与禁止	反すう動物に給与禁止 30か月齢以上の牛由来の脳・脊髄等について、豚・鶏に給与禁止	反すう動物・豚・鶏に給与禁止
月齢の判別方法		牛の出生情報を記録するトレーサビリティシステム	歯列による判別	牛の出生情報を記録するトレーサビリティシステム

注1：EU内の一定の条件を満たした国においては、健康と畜牛の検査を行わなくてもよい（2013年2月～）。
なお、ブルガリア及びルーマニアでは、30か月齢超の牛に対する検査が義務となっている。

注2：高リスク牛：中枢神経症状を呈した牛、死亡牛、歩行困難牛など。

注3：EU内の「無視できるBSEリスク」の国においては、12か月齢超の頭蓋（下顎を除き、脳、眼を含む）、脊髄のみSRM除去の対象となっている（2015年8月5日～）。

ヨーネ病（JD）対策

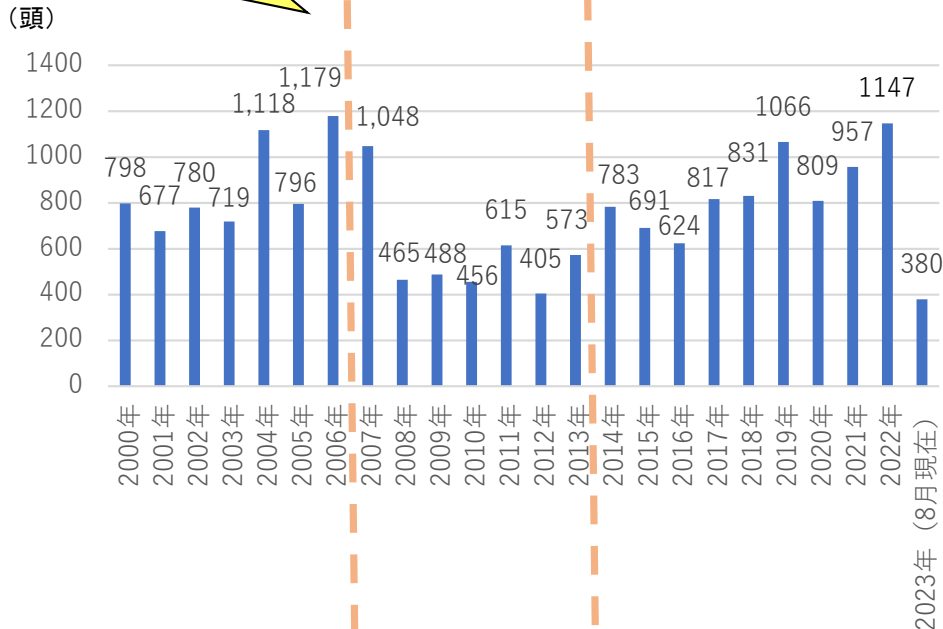
- 細菌（ヨーネ菌）を原因とし、数か月から数年間と長い潜伏期間の後に慢性の水様性下痢、泌乳量の低下、削瘦等により生産性を著しく低下させる反すう動物の疾病。治療方法やワクチンはない。
- 定期的な検査による感染牛の早期摘発・とう汰が重要。
- 2006年11月に「ヨーネ病対策要領」を策定。2008年から定期検査の1つとしてスクリーニング検査を実施。2013年度からリアルタイムPCR法による検査を導入し、2013年4月1日付けで同要領の全部を改正。

現 状

患畜頭数

2006年11月「ヨーネ病防疫対策要領」を策定

2013年4月からリアルタイムPCR法による検査を導入



対策の方向性

- 家畜伝染病予防法第5条の規定に基づく定期検査（少なくとも5年に1度、各都道府県が実施。
→**検査強化による患畜の摘発・とう汰**
- 患畜の殺処分命令と手当金の交付
→**評価額の4/5を交付**
- 牛のヨーネ病対策要領（2013年4月）
発生防止、早期発見及びまん延防止のための総合的な対策
 - ・予防対策：知識普及、衛生管理指導
 - ・牛の移動管理：清浄確認農場からの導入
検査陰性牛の導入
 - ・まん延防止措置：患畜が確認された農場は、集中的検査により清浄性を確認。
 - ①同居牛の検査（年3回）
 - ②①の後、さらに2年間同居牛の検査を実施（年1回）



国の支援策

- 家畜生産農場衛生対策事業
講習会の開催費、検査費用、感染リスクの高い同居牛等の自主とう汰費用、陰性証明書の交付費用等を支援

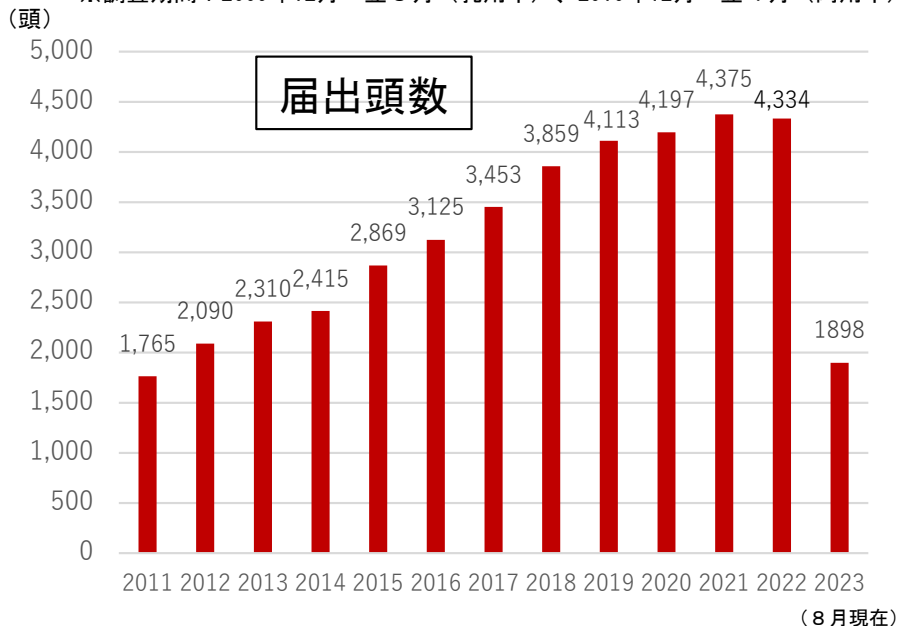
EBL（牛伝染性リンパ腫）対策

- ウイルス（BLV）を原因とし、リンパ肉腫（腫瘍）を主徴とする牛・水牛の疾病。
- BLV感染牛のうち発症するのは数%。感染牛の多くは発症することなく経済動物としての役割を全うできる。
発症すると消瘦、を把握し、感染牛を計画的に更新するなど、中長期的な視点に立って着手可能な対策から講じることが重要。下痢、体表リンパ節の腫大等の症状を呈し、飼養農家の経営に大きな影響を与える。
- 治療法やワクチンはない。BLVを含む血液や乳汁を介して感染するため、吸血昆虫対策や複数牛への同一注射針の使用等、人為的伝播を引き起こす行為の排除が重要。また、検査により農場内の感染牛

現 状

	検査頭数	抗体陽性率
乳用牛	11,130頭	40.9%
肉用牛	9,834頭	28.7%

※調査期間：2009年12月～翌3月（乳用牛）、2010年12月～翌4月（肉用牛）



対策の方向性

- 衛生対策ガイドラインを策定(2015年4月)
 - ・ 人為的な伝播を引き起こす行為の排除
注射針、直検手袋の確実な交換
 - ・ 飼養者の自農場の浸潤状況の把握
 - ・ 経営状況等に応じた農場内感染拡大防止対策の実施
感染牛の計画的な更新
非感染牛由来の初乳給与、初乳の加温や凍結処理
ネットの設置等による吸血昆虫による機械的伝播の防止
感染牛と非感染牛の分離飼養
 - ・ 農場間伝播防止対策による伝播リスクの軽減
検査による非感染牛の導入
放牧場における感染牛群と非感染牛群の区分放牧



国の支援策

- 家畜生産農場衛生対策事業
移動予定牛や発生農場等の重点的な検査、吸血昆虫の駆除対策、高リスク牛の自主とう汰等の取組を支援
- 家畜共済
農場やと畜場で診断された牛について共済金を支払い

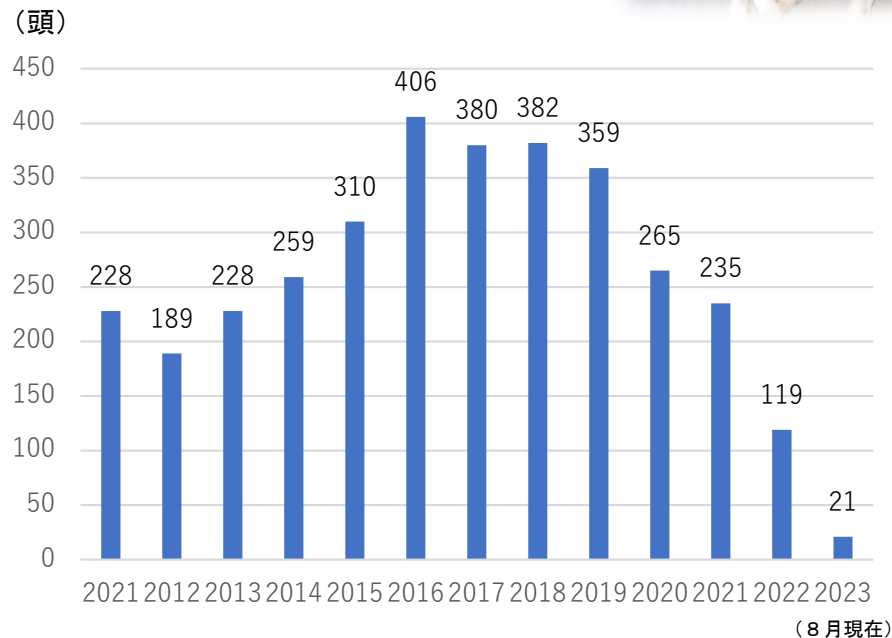
牛ウイルス性下痢（BVD）対策

届出

- ウイルス（BVDV）を原因とし、下痢、呼吸器症状、流産等多様な症状を示す牛の疾病。
- ウイルスを含む分泌物（唾液、鼻汁、糞便、乳汁、精液等）を介して感染。発育不良、産乳量、繁殖成績低下等の生産性の低下、免疫力低下による治療費の増加等から、経営上悪影響となる。
- 妊娠中に感染した母牛から生まれた子牛は持続感染牛（PI牛）として生涯にわたりウイルスを排せつし続けて農場内において本病をまん延させる原因となるため、PI牛の摘発・自主とう汰が重要。

現 状

届出頭数



対策の方向性

○牛ウイルス性下痢・粘膜病に関する防疫対策ガイドライン
(2016年4月)

感染源のPI牛を特定し、感染拡大防止を図ることが重要。

【発生予防対策】

- ・ 本病に対する知識の普及・啓発、適切な飼養衛生管理
- ・ 陰性牛の導入、共同放牧場等における検査の徹底
- ・ 予防接種の励行

【まん延防止対策】

- ・ PI牛摘発のための定期的な検査の実施
- ・ 摘発後の新生子牛に対する検査の実施
- ・ 自主とう汰の推進



国の支援策

○家畜生産農場衛生対策事業

検査によるPI牛の摘発・とう汰、陰性牛の流通促進、同居牛へのワクチン接種による感染拡大防止等の取組を支援

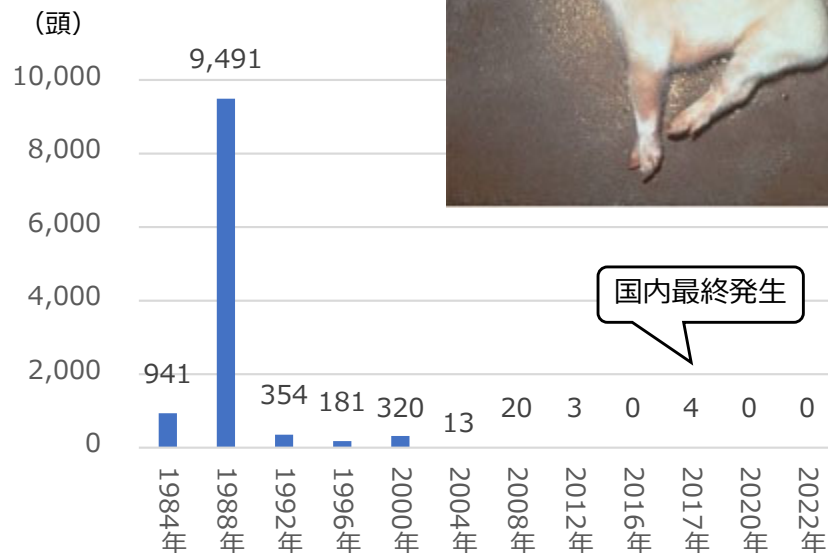
- ウイルス（豚ヘルペスウイルス1）を原因とし、異常産や哺乳豚の死亡・神経症状を主徴とする豚の疾病。発症豚の分泌物（唾液、鼻汁、糞便、乳汁、精液等）を介して感染。
- 感染豚では潜伏感染（ウイルスが不活性化状態で体内に維持）が起こり、妊娠・輸送等のストレスによってウイルスが再活性化すると新たな感染源となる。

現 状

- 1981年に初めて発生し、全国に拡大。
- 本病の浸潤状況に応じて、地域ごとにワクチン接種や感染豚の早期更新等による清浄化対策を展開。
- 2023年1月、全都道府県が清浄県※に移行。

※清浄県：都道府県内の全ての地域が清浄化監視段階（ステータスⅢ）又は清浄段階（ステータスⅣ）である都道府県。

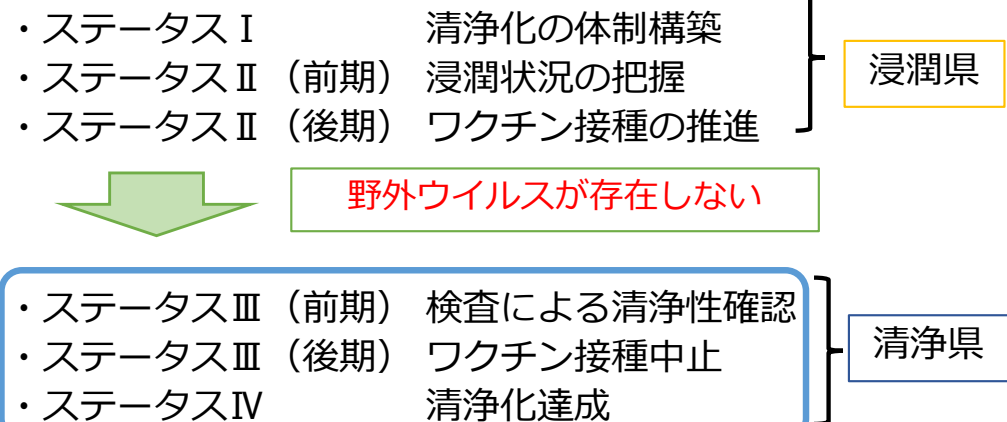
届出頭数



対策の方向性

- オーエスキー病防疫対策要領（1991年3月。2017年3月最終改訂）
 - ・衛生的な飼養管理の徹底。
 - ・清浄豚の導入、浸潤地域ではワクチン接種（識別）の励行。
 - ・抗体検査による野外ウイルス感染豚の摘発と早期更新。
 - ・地域ごとに疾病ステータスに応じた対策を推進。

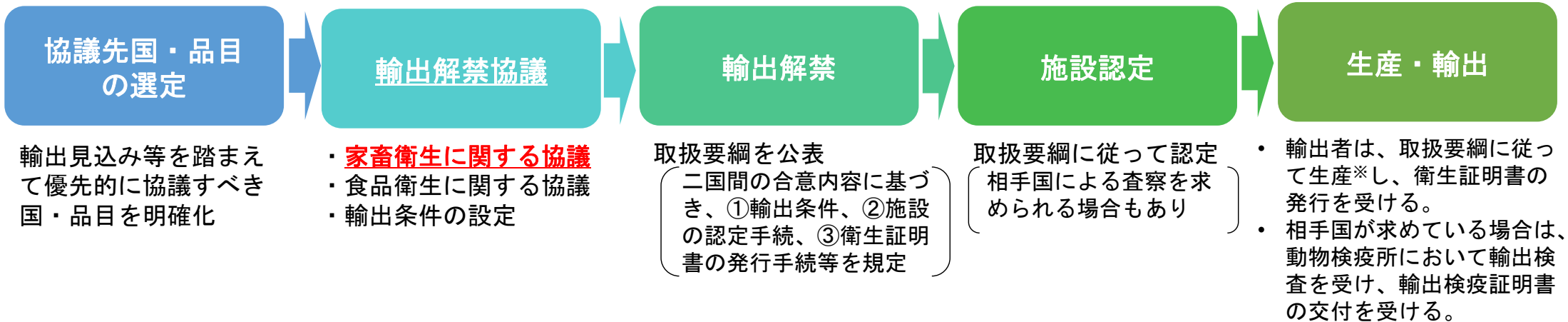
（地域ステータス）



- ・全国が清浄県になったことを踏まえ、モニタリング検査や清浄度確認検査により継続的に清浄性を確認。

畜産物の輸出先の拡大に向けた協議

畜産物を輸出するために必要なこと



※ 要綱に定められている条件以外にも、相手国の定める規制を満たす必要
(HACCP、食品添加物、食品表示、放射性物質、残留物質モニタリング、ハラール等)

- 輸出解禁に向けた協議は、輸出促進法に基づき農林水産物・食品輸出本部が決定した「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針」及び「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画」に従って、農林水産業及び食品産業の持続的な発展に寄与する可能性が高い輸出先国及び品目から優先的に協議を実施。
- うち、家畜衛生に関する協議を動物衛生課で担当。輸出先国の制度に従いリスク評価を受け、日本の清浄性を認めてもらう必要。対象となる疾病は、国際獣疫事務局（WOAH）が通報対象と定める家畜の伝染性疾病（口蹄疫、BSE、アフリカ豚熱、豚熱及び高病原性鳥インフルエンザ）が中心。
- 解禁後も、上記の伝染性疾病が発生すると相手国から輸入停止措置を受けるため、清浄化後に輸出再開に向けた協議を実施。影響を軽減するため、輸出先国との間で地域主義の適用についても協議。

疾病発生国であっても、疾病が発生している地域だけを輸入停止し、それ以外の清浄であると認められる地域からは輸入を認めるという概念

日本からの畜産物の輸出解禁状況

国・地域		牛肉	豚肉	鶏肉	殻付き家きん卵	乳・乳製品
アジア	香港	○	○	○	○	○
	台湾	○※			○	○
	中国	●		●	●	●
	韓国	●			○	○
	タイ	○	○			○
	インドネシア	○				○
	フィリピン	○			●	○
	マカオ	○	○	○	○	○
	ベトナム	○	○	○		○
	ミャンマー	○				
	シンガポール	○	○	○	○	○
	マレーシア	○				○
北米	米国	○			○	○
	カナダ	○				○
太洋州	豪州	○				○
	ニュージーランド	○				○
中南米	メキシコ	○				
	ブラジル	○				
	アルゼンチン	○				
	ウルグアイ	○				
中東	アラブ首長国連邦	○	○		●	○
欧州	E U及び英国	○		○	○	○
その他	ロシア	○		●	●	○

○：解禁済み

●：協議中

※：月齢制限撤廃協議中

ビジョン・ステートメント

わたしたち農林水産省は、

いのち
生命を支える「食」と安心して暮らせる「環境」を
未来の子どもたちに継承していくことを使命として、

常に国民の期待を正面から受けとめ

時代の変化を見通して政策を提案し、

その実現に向けて全力で行動します。

農林水産省